

# 県産木材を利用したリノベーション費用の一部を支援します

## ～佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業～



「一般社団法人佐賀県木材協会では、県の補助を受けて県産木材をふんだんに利用した非住宅施設の木質化を応援するために、県内でリノベーションを予定している施主様に費用の一部を助成する事業を実施しています。ふるってご応募ください。」

### ○申請対象者

- ・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する施設の施主とする。
- (1) 県内にある非住宅施設リノベーションの施主。 (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 暴力団又はその関係者に該当しないこと。

### ○助成の対象となる施設

- ・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する施設とする。
- (1) 県内にある非住宅施設（商業スペース、オフィス等）であること。
- (2) 木材の特性を活かし、佐賀県産木材を現しとして使用していること。
- (3) 県民の目に触れることができる箇所であること。
- (4) 佐賀県産木材地産地消の応援団に認定されている大工・工務店が施工するリノベーション施設であること。
- (5) 使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。
- (6) 平成31年（2019年）1月1日から令和元年（2019年）12月31日までにリノベーションが完了した、又は完了する施設であること（着手日は特に定めていません。）。
- (7) リノベーションコンクールに応募する施設であること。

リノベーション  
施設の整備

### ○募集期間や補助金の金額(棟数等)

募集期間：令和元年10月1日～令和元年12月13日

受付場所：一般社団法人佐賀県木材協会

受付時間：9時～17時（土日祝日は除く。）

募集戸数：5棟（応募多数の場合は抽選をします。）

助成金額：200千円/棟

（ただし、木質化に要する事業費の2分の1の額は、定額を超えることとする。）



※手続きに必要な書類については、募集要領をご覧ください。



【問い合わせ先】一般社団法人佐賀県木材協会

TEL：0952-23-6181

